

農地中間管理機構だより

発行者：農地中間管理機構(公益社団法人宮崎県農業振興公社) *随時発行*



◆第 39 号内容

- 1 新年のあいさつ
- 2 平成 29 年度の実施状況について
- 3 農地中間管理事業審査会(12 月)について
- 4 機構関連事業の推進について
- 5 農地中間管理事業を活用した果樹における事業推進について

あなたの『農地』

明日につなげます。



1 新年のあいさつ

新年あけましておめでとうございます。
農地中間管理事業は 5 年目を迎えます。
市町村を始め関係者の皆様方には、日々事業の推進に御尽力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、国は、平成 30 年度から、米の直接支払交付金や生産数量目標配分を廃止するなど、米政策改革を推進することとしておりますが、水田のみならず畑においても導入作物の選定を始め、所得向上対策が必要となってきます。

このような中、農地中間管理機構は、農地中間管理事業で集積した農地をより効率的に活用するため、貸し付けた農地をまとめた形で再配分(シャッフル)する取り組みを開始しました。具体的には、平成 26 年度に農地中間管理事業に取り組んだ地区の中から 4 地区をモデル地区に設定し、集積した農地を集約化するための課題を抽出、整理し、最終目的である効率化や生産性向上、コスト削減の実現に向けて、県内各地へ横展開を図っていく計画としております。

また、昨年 12 月末日現在での本年度の実績は、1,451.4ha で昨年度の最終実績 1,061.9ha を既に上回っているところです。

本事業の更なる発展には、農業委員会改革と連動した地域の推進体制強化、農地整備事業等との連携強化は不可欠です。

更に、新しい農業委員や農地利用最適化推進委員に加え、県内各地域の隅々まで事業推進のために足を運ぶ、機構の 8 名の地域駐在員の存在が益々重要になってきています。制度の仕組みは勿論、様々な意見や疑問点にもお応えいたしますので、従来にも増して活用していただければ幸いです。

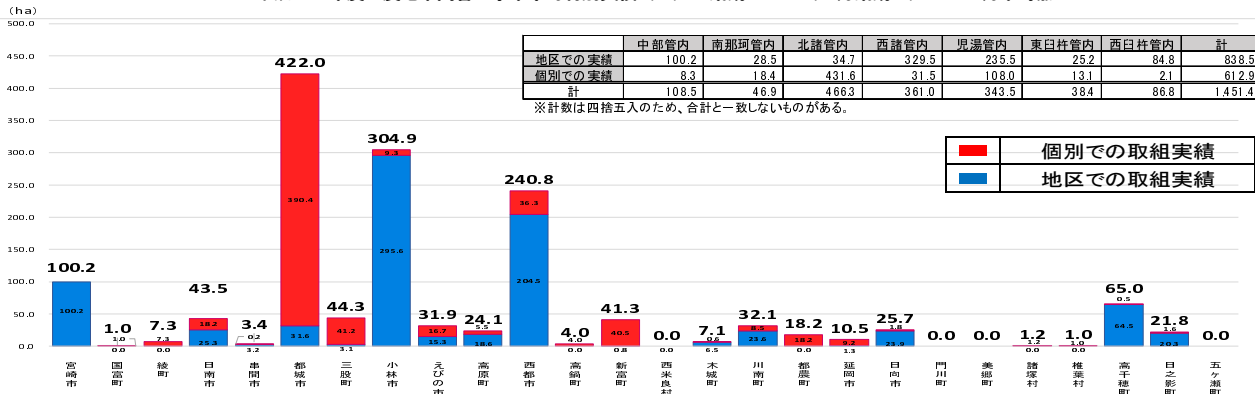
農地中間管理事業の年間目標面積 3,000ha を達成するにはまだまだ努力が必要です。機構は今年も先頭に立って事業の推進に邁進いたします。関係者の皆様方の御協力をお願い申し上げます、年頭の御挨拶といたします。

公益社団法人宮崎県農業振興公社
常務理事 土屋秀二

2 平成 29 年度の実施状況について

平成 29 年度の実績(12 月末日時点)は、1,451.4ha となっており、前年度の同時期(871.4ha)の約 1.7 倍の実績となっております。昨年度スタートした新たな農業委員会制度と連携した事業推進及び基盤整備事業との一体的な事業推進などにより実績を伸ばしており、これらの取り組みを更に波及していく必要があります。

平成 29 年度 農地中間管理事業市町村別実績 (ha) 始期ベース(4 月始期～) 12 月末日時点



3 農地中間管理事業審査会（12月）について

12月20日、機構において農地中間管理事業審査会を開催しました。
今回の審査会では、重点実施地区21地区での権利設定、並びに個別案件として、リタイアされる農業者等の農地の権利設定について審査を行いました。

また、今回は、機構が貸し付けた農地の貸付者変更が11.2haあり、担い手への農地の集約化も着実に進んでおります。

【農地中間管理権取得等の審査地区】

◆重点実施地区21地区（うち新規地区7地区）

（宮崎市、日南市、都城市、三股町、小林市、えびの市、西都市、木城町、日之影町）

・機構活用農地面積 74.0ha

◆重点実施地区以外の個別案件（貸付者50名）

（綾町、日南市、串間市、都城市、三股町、えびの市、高原町、西都市、木城町、川南町、都農町、延岡市）

・機構活用農地面積 53.0ha

12月審査面積 127.0ha

平成29年度累計審査面積(審査会ベース) 1,296.2ha

4 機構関連事業の推進について

平成29年9月に改正土地改良法が施行され、農地中間管理機構が借り受けた農地について、農業者からの申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を実施できる土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）がスタートしております。

これを受け、県においては、機構関連事業の円滑な実施を図るため、宮崎県農地中間管理機構関連農地整備事業推進協議会を設置し、県や市町村の関係機関（基盤整備部門、農地部門、生産振興部門、普及部門）、農業委員会、JA、土地改良事業団体連合会、土地改良区、機構等が連携して推進していくこととしております。

また、30年度新規地区の掘り起しについて検討を開始しており、11月13日～24日にかけて、県内4地区において関係機関・団体による現地調査を実施しました。現地において、農地の区画や農道が狭く、水はげが悪い農地など営農に支障を来している状況やこれらの耕作条件が農地集積の障害になっていることなどについて確認することができました。

機構としましても関係機関・団体と連携を図り、機構関連事業の推進を行ってまいります。



5 農地中間管理事業を活用した果樹における事業推進について

農地中間管理事業を活用した農地において、果樹の改植・新植や園地整備等を実施した場合、予算の優先配分及び改植単価の加算が行われる果樹経営支援対策事業が創設されております。

永年性作物である樹園地では、農地中間管理事業を活用した取り組みが進んでいない状況ですが、果樹産地協議会が有する農業者の情報を活用し、市町村による人・農地プランの作成・見直しとともに樹園地の集積の取り組みが求められております。

今回、宮崎市高岡町において、県内で初となる農地中間管理事業を活用したみかんの改植工事に着手することになりました。これは、機構が借り受けた農地を機構が改植工事を行い、新たな担い手に貸し付ける計画となっております。また、西米良村においても果樹（ゆず）の産地ビジョンについて、関係機関・団体による検討会が行われております。

今後、これらの地区がモデルとなり、樹園地の農地集積の取り組みが拡大していくものと期待しております。

農地中間管理機構だよりに関するご意見・ご要望は下記までお願いします。

公益社団法人 宮崎県農業振興公社 農地第一課 電話 0985-78-0210

メール mk-kosha@tulip.ocn.ne.jp